

埼玉県 生活環境保全条例（抜粋）

条例

（駐車場の利用者への周知）

第41条 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう周知しなければならない。

規則

（駐車場の規模）

第21条 条例第41条の規則で定める規模は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車の収容能力が20台又は条例第40条第1項に規定する自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートルであることとする。